

第十六回 参議院農林委員會會議錄第九号

昭和二十八年七月三日(金曜日)午後二時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
委員 雨森 常夫君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
横川 信夫君
上林 忠次君
北勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
戸叶 武君
鈴木 強平君

政府委員

調達庁不
動産部長 山中 一郎君
厚生省公衆
衛生局長 楠本 正康君
農林省畜
産局長 大坪 藤市君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 小田部謙一君
常任委員 林田修紀夫君
常任委員 黒川 計君

説明員

外務省経
済局長 小田部謙一君
農林省農林
局長 林田修紀夫君
農林省農林
局長 黒川 計君
農林省農林
局長 黒川 計君

参考人
農林中央 鶴田 龜男君
農林省農
業改良課長 堀 正侃君

本日の會議に付した事件

○農業政策に関する調査の件
(畜場法案に関する件)
(日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に関する件)
(化成肥料の件)
(植物防疫の件)

○連合委員會開会の件
○開拓融資保証法案(内閣提出)

○委員長(片柳眞吉君) それではこれより委員會を開会いたします。

先ずと畜場法案に関する件を議題に供します。本法は去る六月二十五日衆議院から送付され、厚生委員會に付託されたものであります。この法案は厚生の見地からこれを認めることは当然であると思ふのでありまして、畜産物の流通改善或いは畜産物の取引に至大の關係があると思ふのであります。その意味で厚生省當局から本日は御説明を願いたいと思ふのであります。今提案理由の書いたものを取寄せ中でありまして、すからちよつとお待ち下さい。それでは厚生省公衆衛生局長環境衛生部長楠本正康君。

○政府委員(楠本正康君) 只今提案理由の説明はお手許に廻してございます

が、極く簡単に要点だけを申し上げたいと存じます。

現行屠場法は明治三十九年の制定でありまして、その後時代の進歩と共に現在では現状に適した点も多々出て参つております。殊に最近農山漁村等におきまして養豚等の盛んになるにつれて一層改正の必要も生れて参つたわけでございますが、そこで私どもといたしまして改正案に考えました点は、從來この屠場は公営の大屠場主義を以て臨んで参りましたが、併しなから改正案におきましては特に簡易屠場の制度を設けて、而も一方では公営中心主義の考えを捨てて、公私共に差別のない考え方をいたしまして、それによつて屠場の普及を図つて行きたい方針でございます。

次にこの屠場以外の場所におきまして、食用の目的で獣畜を屠殺いたします場合を法律で明定いたしますと共に、その場合都道府県知事が必要な指示をなし得られるようにしたわけであります。又現在はこの検査を受けていない食肉を販売の目的で譲り受けても別に支障はなかつたわけであります。が、今後は検査の済んでいない肉を販売の目的で譲り受けてはならない規定を設けたわけでございます。なおこれに伴ひまして、例えば屠場内における衛生上の施設の基準或いは屠場内における獣畜の取扱ひの基準というようなものも定めまして、それら屠畜業者に義務付けをいたしたわけであります。なお一般屠場並びに簡易屠場の規格というようなのは省令に譲つてございまして、以上簡単でございますが、概略を申し上げた次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 畜産局長がおいでですが、本法律案は畜産業にも重大な關係がありますので、御質疑があれば御発言を願いたいと思ひますが、先ほどの理事会では一応概括的な御質疑を頂いて、なお詳細は厚生委員會に當委員會のかたに御出席を願つて、更に細部について御質疑を願いたいというふうな決定しておりますが、差当たり一般的な事項について御質疑を願いたいと思ひます。

○北勝太郎君 大家畜と小家畜のおのおの国内における一年間の屠殺統計がありまして、資料として頂戴しておきたい。即ちどれだけ本邦の屠殺場で屠殺されておるか、或いは密殺されておるものの数を知りたいため

○政府委員(楠本正康君) 後ほど資料でお答えいたしますが、最近の屠殺頭数は各種の獣畜を含まして年間約二百五十万頭に達しております。そのうち百五十万程度は豚でございます。なお密殺はこれは表面に現われて参りませんので、なか／＼数がつかぬにございまして、一応密殺として検査されたものの対象は、頭数で約六百二十五頭、肉にいたしまして約一千貫となっております。

○北勝太郎君 我々の考えでは到底そんな数字ではないと考えますので、さ

つきの資料を頂戴したいと思ふので

○河野謙三君 検査手数料とか、或いは何と言いますか、税金と申しますか、屠殺料と申しますか、こういうものについて何か新しく變つた点が出て参りますか。

○政府委員(楠本正康君) この屠殺手数料は、これは府県の屠畜業者のきめるところであります。この場合一応認可制度をとりまして、知事におきまして適当な料金で押えられるようなことも考へております。又検査手数料につきましても、府県の独自の立場できめ得ることになつておりますが、これは地方自治法の手数料規定によりまして、府県でそれ／＼決定をいたすことに相成つております。ただこの場合、私どもといたしましては最高五百円程度を限度として地方に任してござい

○河野謙三君 最高五百円という計算の基礎、それから今最高を伺いました、最低もあるのですか、その幅が余りあり過ぎるということでは非常に弊害があると思ひます。それからもう一つ、検査手数料なり、屠殺手数料というものは誰が払うのですか、農民の負担ですか、屠畜業者の負担ですか、一つそれを伺いたい。

○政府委員(楠本正康君) この検査手数料は検査を申請したものがこれを払うことになつております。使用料のほうは、これはやはりその場所の使用を依頼したものが払うことになつており

ます。
○河野三三 具体的に言うと、使用料は農民の負担、それから屠殺料は業者の負担、こういうことになるのですか。

○政府委員(楠本正康君) いや、これは場合によつて違いますが、例えば農民が何か必要があつて屠場に参りまして屠殺を依頼いたしましたときには、検査手数料並びに使用料共にその依頼者の負担であります。併しこれらは極めて珍らしい例でありまして、多くは食肉業者がこれを支払つておるわけであります。

○河野三三 それからさつきお尋ねした五百円という最高の計算の基礎は何かよりどころがあるのですか。

○政府委員(楠本正康君) この点につきましては、勿論私どもとしては、できるだけ安いほうがよろしいわけでありまして、これは地方自治法に基きまして総理府令で決定を見るわけでありまして、業者協議の結果この辺に落着いたわけでありまして、この検査手数料におきまして、現在検査に従事する職員その他の人件費等も、地方財政の困難な現状ではどうしても考えたがらものでありますから、財務当局の立場といたしますと、どうしても高いところを持つて行きたがる。私どももいたしましては、できるだけ安いところへ押えよう、こういうようなところで大体最高五百円ということが折衝の結果きまつたわけでありまして、併し私どもといたしましては、その後自治庁ともよく相談をいたしまして、最高は五百円であるが、できるだけ最高なところからという趣旨で地方を指導いたしております。従いまして現在検査

資料に関する限りは、大動物三百円程度だと思つております。

○河野三三 実はお耳に入つておりまして、五、五百円というものは余り高いところに最高を置いたために各府県によつて非常に大きな差が出てきておるわけですね。現在まだ決定はしていませんが、それがためにいろいろの陳情等が重なつて、もうすでに相当、何と言いますか、迷惑をおとすような人もあるわけでありまして、これは私は意見として、実際に三、三百円が最高くらいのところへ押さへるのなら、初めから三百円に直されたほうがいいんじゃないかと思つて、これは恐らく全国一致というわけには行かぬです。屠殺頭数の多いとか、少いとかによつて、経費の關係ですから一本というわけには行かない。成るべく一本に近いものにするように行政府指導をされるほうが私はいんじやないかと思つて、この点は特に御参考をお願いしたい、こういうふうにしてあります。

○北勝太郎君 「食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生省令の定めるところにより、」
「というところでありまして、都道府県知事に届出で、主として自家用及び同居者の食用に供する。これは小さい一年以下のものは届出だけで屠殺いたしてよろしいという条項がある。これは大変窮屈な解釈じゃないかと思うのですが、使用者並びに同居者の食用に供する、これが余り範圍が狭くなつておるために往々にして少し大きな肉は近所の人々がみながら分け合つて食うというやうな場合があるんです。その場合に

大抵はいろいろの、警察に引張られて複雑な問題を起しておるんですが、これは本人と同居者だけでなくて、本場に食用に供する目的であるならば附近のものも共同で食べ合ふというやうなときに、これは広い解釈をしてもらふようにできておらんものであるかどうかというのを一つ承わつておきます。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘の点は、この自家用屠殺としての屠場外屠殺の場合でございます。従いまして、私もいたしましては屠場外屠殺といふものはいろいろの危険も伴いますので、できるだけこれは抑えて参りたい氣持であります。従つてやはり自分の家族程度にとどめるべきものという考え方でありまして、それならば一体団体或いは学校或いはお祭り等の場合に農民がお互いに肉を分け合う場合にどうするか、こういう問題が出て参ります。かような場合には是非この屠場を使用して頂きたいわけでありまして、屠場において実施いたしますれば、これは安全であります。如何に大幅に自家用を解釈いたして頂きますとも毛頭差支えないわけでございます。そこで一方この屠場の普及というものが大事でありますので、今後特に簡易屠場というやうなものを作つて屠場の普及を図り、それによりまして屠殺に不便のないやうにいたして参りたいという所存でございます。

○北勝太郎君 その御主張はよくわかるのですが、併しなが屠場がなかなか遠うございまして、面倒なことは百姓は嫌いでして、従つてそんなことをやるよりは、まあこつそりやつてしまふというやうなことで共同で屠殺する

というやうな場合が多い。或いは又先にみんなで生畜を買取つておいてそこで共同で屠殺するといふやうな場合がよくあるんですね。けれども到底、一年以下のものでも相当の肉があるから、これを自分の家だけで消費するといふことは実際にはできない。従つて事実上そういうことが行われやすいのですね。こういう点が、先に買取つてあるならば、いわゆる自家用として買取つた人たちが自分らが食うためにやるというならば、これで差支えないのでありますから……。

○政府委員(楠本正康君) これは自家用屠殺と、まあ屠場外自家用屠殺ですね。

○北勝太郎君 ええ、そうです。

○政府委員(楠本正康君) この場合は私もやはりそう近所隣り大勢にその肉を配布すべきものではないという考え方に出發いたしております。かような場合には少し厄介でも是非屠場においてやつて頂きたい。と申しますのは、現在、先ほど二百万トンの年間屠殺されておるといふことを申し上げましたが、これらのうち約三〇％は全部或いは内臓の一部等の廃棄も含めまして、約三〇％は何らか検査の結果、廃棄処分が行われておるわけなんです。かような点から見ますと、この無検査の食肉は極めて危険なものであるといふことになるわけでありまして、併し只今御指摘のやうに屠場が事実上遠い僻地の地で、屠場が近所でないといふやうな場合には、これはやむを得ない措置として屠場外で屠殺を認め、その場合にはやはり正式の検査を受けて行くと、こゝういふことに相成りますが、これは併し屠場が極めて遠い僻地の地を意味し

ておるのでございまして、やはり簡易屠場でも普及いたしまして、屠場内屠殺を奨励して参りたい考えであります。

○北勝太郎君 この条項は文字の上で解釈すると、自己及び同居者が食用に供するところから、従つて生畜を皆で共同で飼つて、そして自己及びその人たちの同居者が食うといふことは差支えないやうに、こゝれを認めるのですが、そうじゃないのですか。

○政府委員(楠本正康君) 屠場外自家用屠殺につきましては、これはとにかく大勢のものにその肉が配布されることを慮るわけでありまして、やはり極めて小範圍にいたしておきたい。家族程度にとどめておきたい。これならばたとえ危険が伴ひましても、もとも自分ですつた仕事ですから……。こゝういつた意味で一つ考えておるわけでありまして。

○河野三三 これは今畜産局長が見えたから、農林省の立場で一つ伺いたしたのだが、とかく食肉衛生については從來農林省と厚生省と意見の食い違ひがあつたり、又全く厚生省が独断的に農民の意見を無視してやつたり、非常に問題が多いのですが、今の北先生のお話の場合は、畜産局としては今の厚生省の御解釈でいいのですか、そういう窮屈な御解釈で……。

○政府委員(大坪藤市君) 農林省といたしましては、昨年の十二月頃から、本問題につきましていろいろ御相談申し上げておりましたが、できるだけ簡易屠場を普及させる。簡易屠場でできるだけ農民の不便のないやうにいたしたいと思つて、簡易屠場のできないところにつきましては、できるだけ自家用屠殺

についての範囲を広く解釈してもらおう。こういうように厚生省とお話を進めておる次第であります。

○河野謙三君 できるだけ広く解釈するということは、今厚生省のほうから御答弁があつた家族又は同居者に限るということではなくて、例えば最近具体的問題として、農協の青年部というふうなものがありまして、この青年諸君が豚、牛等を共同飼育している例が非常に多い。これはその村の畜産の指導研究というふうなことを理想にして、そういう事業をやつてゐるのが多いのです。これらの青年諸君が年に二回とか、三回、一つ青年の総会で豚を殺してみんなで食べようじゃないかということは私はあることであるし、これは非常にいいことだと思います。そういう場合にこそ、共同の飼育なんですから、従つて共同の所有物なんだから、そういう場合にはそれは家族であり、同居者であるということと解釈して、村の婦人会なり、青年団がトンカツにして食べようじゃないかということについては、これは解釈はそこまで突つ込んで広義に解釈していいと思うのですが、それはどうです。

○政府委員(楠本正康君) たび／＼同じことをお答え申し上げることにしますが、私もさういふことは自家用屠殺は結構なことです。大にこれは屠殺の場合でも、できるだけ屠場を使つて自家用屠殺を行ふべきものである。屠場外屠殺はこれは近所に屠場のない僻地の場合には特例として考へて行きたい、こういうふうな趣旨でございます。従つてたとえ共同飼育したものであつても、それが大勢

の人にその無検査の肉が及びますことは、それだけ危険の増大性が多くなり、また、やはりこれらの場合には簡易屠場を利用して屠殺すべきものだ、こういうふうな考へておるわけでありまして、併しきようであるが、僻地の地等におきましては、これはやむを得ず屠場外屠殺をいたします。併しその場合には、あらかじめやはり係官の検査を受けて使用して行くというふうなことをしたいと思います。

○河野謙三君 係官の検査を受けるというのことは、これはきまりきつたことなす。ただ今厚生省のほうの御意見ですと、非常に畜産局長とは全く反対な、もう狭義の解釈の極であつて、そういうことであるなら、実際問題として屠場の屠殺を認めたいということばつきりしたほうがいいですよ。家族並びに同居者だけで豚一匹殺して食べますが、できないじゃないですか、そんなことは……。そういうふうな実情を知らない法律を作るなら、初めからその法律を、自家用屠殺というのをやめたい。そういう一条を特に簡易屠殺というのを奨励して、それがために自家用屠殺というものを認める以上は、私はやつぱり畜産局長のお話の通りに広義に解釈して、広義の解釈がどの辺まで広義か知らんけれども、例えば私が具体的に言つたように、青年団が共同飼育しておると、これはまあ法律のほうは私は素人でありまうけれども、所有権は共同飼育である以上青年団のものです。従つて青年団長がや

かましく言えば、総会を開いて、役員会を開いて豚を殺そうじゃないかと言つて豚を殺して皆で分けることは法律上も差支えないと思うのだが、どうで

す、そのところは……。

○政府委員(楠本正康君) これは何と申しますか、屠場に遠いところでございす。さつきから申しますように、近いところは是非屠場を使つて頂きたい。遠いところはこれはやむを得ませんから、おつしやる通りだと思ひます。

○河野謙三君 これは法律上は、非常にあなたの法律の説明としてはまずいと思うのだが、遠いところは今畜産局長が言うような、又僕の言うような広義の解釈で認め、近いところは今あなたのおつしやるような狭義の解釈で行く、こういうことですか。

○政府委員(楠本正康君) そういうことでございす。遠いところはやむを得ませんから……。それから簡易屠場の普及も、そう全国くまなくできまうので、これは当然だと考へております。

○河野謙三君 これは私余計な取越し苦勞かも知れませんが、そういう御解釈なら御解釈で、法律以外の政令その他によつて、あなたの行政指導によつて、屠場から何キロ以上のところはあるあなたのような狭義の解釈、屠場から何キロ以上のところはおかしいと、これは実際問題として非常に問題が起ります。その点は私は若しあなたのおつしやることだつたら、そういうふうおつしやる必要はないし、私はこういうふうに遠いとか、近いとか、そういうことではない、これは届出をして屠殺をする以上は、これは広義の解釈で私は行つたほうが法律の精神を生かすものじゃないかと、こう思うのです。それから、ついでに伺ひますが、

今この屠場屠殺の問題でも、すぐ厚生省と農林省と目のあたり食肉衛生について意見の食い違いが出るのだが、従来私はこの牛乳の処理の問題で、當時は占領下であつてアメリカから押付けられたというところでやむを得ない事情もありましたけれども、農家の事情に副わない振氏十八度以下の牛乳は無糖乳にするということ、実施にまきに入らんとするときに我々は辛い耳にして、厚生省に実施の延期を求めて、そして農林省とよく相談してやり直してくれというのが、現在に至つてゐるのだが、この食肉衛生の行政の二元化の問題については、これをすぐ一元化するということは理想であつてなかつた困難です。併しそこに何か歩みよりなり、何か妥協なりによつて、これは現在二元化行政によつて何の支障もありませんか、それを御両所から私は特に伺いたいのと思ふのだが、これは非常に円滑に行つてゐると思ふのですが、今の屠殺の問題について聞いても、すぐに広義、狭義の解釈で食肉衛生ということ、私は食肉衛生の将来というものは、今の行政機構としては恐るべきものだと思うのだが、どうですか。

○政府委員(大坪廉市君) 只今の自家用屠殺の問題であります。法律の適用といたしまして、遠いとか近いとかによつて法律の解釈をすべきでないと思ひます。ただそれは市場主義とか、或いはそういう気持でという点ではよいと思ひますが、適用といたしましては遠い近いの問題ではないと思ひます。従つて我々としたしましては、共同飼育の場合にはすべてが自己でありますから、その場合当然よろしい、こういうふうな解釈しております。

○河野謙三君 それからその場所が、御両所お揃ひじやちよつと御発表がしにくいと思ひますが、強いてと言ひませんが、若し差支えなかつたら忌憚なき御意見を御発表願つたらいいのだと思ふ。同時に食肉行政について農林省と厚生省と二元化になつておりますが、あなたたち實際業務の運用上、役所のほうから見ても支障があるかないか。農民のほうから見ても支障があるのですが、これは別個にして、役所のほうから見ても一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) まあ何と申しましよるか、若し屠場外屠殺というものでよろしいということになりますれば、極端なことを言えば簡易屠場ということは要らんということになるのではありません。私のほうでは僅か十坪程度のものでも屠殺する場所を定めて、できるだけそこで検査を受け、安全な肉を自家用屠殺してもらいたい、という気持なのであります。従つて遠い近いもない。すぐそこに屠場があるが、屠場に行つてもとにかくうまくない、これをどう言つてやつてしまふというふうなことは勿論もう一つこういうことを考へなければならぬと思ひます。御承知のように屠畜営業というものは極めて複雑な業態であります。従つて場合によりますと、屠畜業者が意地を曲げて、それはあつたとして、気持よく屠殺が依頼できない場合もあるだらうと存じます。そういうふうなことがないように我々は法律で禁止をいたしまして、誰が行つても喜んで引受けてやるような指導方針であります。又さよ

うなことを今回の改正法に規定したわけであり。従つて屠殺場が近くあつたら是非屠殺場を使つて頂くということが安全であるばかりでなく、又物の汚染から考えればそのほうがいいのではなからうか、規格その他の点から考えましても屠殺場を使つて専門家が屠殺することが望ましいと、こういうふうな考へておられます。併し只全遠い近ではどうもはつきりせんというお話もありまされども、余り遠いところ、雲でも降つたときに一日もかかるというところへ行くとこれは常識でも考えられませんか。従つて勿論遠い近いも天気のいい日と悪い日とで違つて参りますし、その辺は私は現状に即して指導すべきだと思つております。

○河野謙三君 私は今の問題だけでも両省の間でも少し案を練つて、解釈によつて左右されるような、そういう不備な法律案ではなくて、もう少し整備したものを改めて出してもらうことを希望します。同時に我々委員として、この問題については十分検討の時期を与えて頂くことを委員長に希望いたします。

○北勝太郎君 もう一つ承つておきたいと思ひます。実は私は牛を飼つておる人間なんです、今年の春あつた事実なんです、牛が産んでしまつてから暫らくあとなんですけれども、いわゆる子宮脱をやつてしまつた。いろいろとやつておられますうちにうまく子宮が中に入つた。なか／＼入りにくいものなので、大抵は起さなきやなりませんが、寝たままで入つた。喜んだところが産褥麻痺と両方が一緒に来ている。従つて療養する力がなかつたからうまく入つたのです。暫らくすると

産褥麻痺で倒れかかつたから切迫屠殺をやつた。高等登錄八十四というちよつと珍らしい大きな牛です。それから切迫屠殺をやつて屠場のほうに電話をかけておいて持つて行つたところが、死んだものは屠場に入れることができないという法律だということです。そこで遂にそういうような難死畜処理所まで持つて行つた。屠場まで持つて行くのに二里余りかかり、而も二百貫余りの大きな牛ですから、近所の人全部に手伝つてもらつて、漸くにして持つて行つたところが屠場に入れてくれない。今度は逆の方向に、四里ばかり持つて行つてたまたま捨ててしまつた。我々の常識から考えますと、そういう事情で切迫してゐるならば切迫屠殺をして

も必らず屠場に入れるはずである。だが併し屠殺したものはこれを屠場に入れていかん、解体もできないという結果、そういうことになつてしまつた。これはいわゆる食糧政策の上から見て無駄なことである。やはり牛を飼つてゐる者としては、少くとも十分以上くらの肉で売れるものを只で、而もあつちへ持つて行つたり、こつちへ持つて行つたりして、只で捨ててしまつた例がありますが、こういうものは何か救済する途はないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘のような点は、明らかに屠場が不親切か、或いは何かの間違いであつたと存じます。さうな場合には屠場で解体をいたしまして、正式に検査を受けまして、それによつて適当に処分する。これが当然であります。別に現在さうなもの解体してならんという法律はあろうはずありません。

○北勝太郎君 それはちよつと聞き捨てならんことになつたのですが、現在の法律じやそれを認めないんじやないですか。今度改正されれば別問題ですけれども……

○政府委員(楠本正康君) 現在の場合産褥麻痺の切迫屠殺を認めておりまして、従つてこれは屠場に持つて行つて解体して適当に処分ができることに現在もなつております。

○北勝太郎君 現在もなつておる。そうすると、検査員が悪かつたというので大きな被害を受けたということになるのですが、間違ひないですか。

○政府委員(楠本正康君) 間違ひございません。

○河合義一君 今度の法律によりまして簡易屠場も相当数できると思ひますが、その屠場の位置等につきましては何か規定はありませんか。

○政府委員(楠本正康君) 位置につきましては、法律にも概要書いてございまして、著しく環境衛生上支障あるような場所は位置として許可されない場合もあるだらうと存じます。例えば非常に人家の密集したところであるとか、或いは何か特別な施設のすぐ脇であるとかいつたような点から支障のある場合も出て参るだらうと存じます。併し一般には余り嚴重にこの位置の点を規制しない方針で進みたいと考えております。

○河合義一君 私はそれは規制するほうが實際問題としては適當だと思ひますが、これも事実あつた問題であります。これも事実あつた問題でありますが、屠場を移動いたしましたときに、或る神社の極く近くに持つて行つてそれが許可されたのです。ところが神社を中心としたしまして氏子

連中が非常に反対をいたして、それを變更させたことがあるのですが、容易にそれができなかつたときに、私はそれをお手伝ひしまして、氏子たちの意思通りに位置を變更させたことがあるのであります。それが衛生上という問題もありませんが、それ以外にも相当屠場の位置ということを考えなくちやならんと思ひます。学校の近くであるとか、或いは今申しました通り、お宮の近くも殊にそうであります。これははつきりとか何か規定を置いておくほうがよくはないかと思ひますが、現在の法律ではどういふことがきめてあるのですか、まだよく読んでおりませんか。

○政府委員(楠本正康君) 現在の法律におきましては、人家が密集しておる場所とか、或いは公衆のための飲料水が汚染される虞れがある場所とか、或いはその他都道府県知事が適當でないと思つた場所というふうな漠然と法律では規定してございまして、これらは併し只今御指摘にありましたように、当然地方の実情を考慮して最も便利なるところに作るほうがいいのではなからうか、かように考えます。従つて地方の実情を十分尊重して作るという意味で、余りこの辺は面倒な規制はしない方針だということを申し上げたわけでありまして、只今御指摘のやうな神社の横というところは、地方の実情から申しまして当然不當な場所であると考えてるわけでありまして。

○河合義一君 神社の近くに設置いされるというやうな場合には、これはやはり知事が許可せられないという権限があるわけでありませんか。

○政府委員(楠本正康君) さうでございます。

○北勝太郎君 だから實際のものを見れば、本職の人が見れば心臓麻痺で死んだかどうかというところは、地方獣医

ざいます。これは知事の許可によつて作ることにしますからして、若し知事が不許可にすれば、これは神社の横手には作れなくなるわけでありまして。

○北勝太郎君 さつき産褥麻痺の場合、私はちよつと言葉が足りなかつたと思ひますが、実はそれを持つて行きまして、ところが、地方獣医の診断書を付けて……ところが地方獣医はどう勘違いしたか、實際そこへ行つて仕事をしたというのでありますが、心臓麻痺と書いてある。そうした心臓麻痺と書いたというのがいかんということになつたらしいが、ここで疑問の起ることは、一般のことは地方獣医が一つも屠畜場については信用しておらん。併しそういう場合に限つてこれを信用して、實際私どもは、そばにおつたからわかつておるのですけれども、實際肉を検査しない、又死因等についての見ればすぐわかる問題であるのに、検査をしないで地方獣医の書いたことをそのままに信用したために、さつきのように損害を我々に与えられたというところになつておるのです。さういふ点はどういふのですか。このまま損害賠償を受けるのは僕も困るが、さういふことを聞いておかなければ……

○政府委員(楠本正康君) 心臓麻痺は切迫屠殺をして、屠場で解体をして処分することができないことになつております。従つてその場合に切迫、この心臓麻痺であつたならばこれはやむを得なかつたと存じますが、ただその場合、それが果して誤診であつたか、どうかというところはおのづから別な問題になるのじやなからうかと考えております。

○北勝太郎君 だから實際のものを見れば、本職の人が見れば心臓麻痺で死んだかどうかというところは、地方獣医

が間違えるというか、むしろ産褥麻痺と書くことが悪いと思つて或いは変えたかも知れない、診断を……。實際は私がそばにおつてやつた仕事ですから、間違ひなしに産褥麻痺で、どうしても駄目だといふときに切迫した。従つて心臓麻痺でないという確かな私は確信を持つておるのです。地方獣医のように、さつき言つたように診断書はこういうときに限つて引用した。見ればわかるものを見ないで、診断書に書いてあつたからと言われたんじや、本当に屠畜検査員の任務は完全に行われておらんのかな、こういう点なんです。

○政府委員(楠本正康君) 恐らくその場合、屠場の側におきまして、係官等が恐らく親切を欠いておつたのじやなかろうかと存じますが、今後屠場の使用を私どもが大いに奨励いたします以上は、一層これらの従業員或いは検査員等の訓練に意を用ひまして、できるだけ親切に、サービスをよく事に当るようにつ指導したいと考えております。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつとお語りいたしますが、なお御質問があると思ひますが、日程の余裕がございませんで、厚生委員会の方へどなたか代表で出て頂きまして、次の問題の御質問を願つたらどうかと思ひますが、如何でしょうか。どなたか御希望のかたがあればお申出を頂きたいと思ひますが……これは後ほどでも結構でございますが、なければ委員長にお任せを願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 それも厚生委員会ではある意見を述べ、審議すべきでありますが、その前に両省の間でもつと意見統一をしてみたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) この問題に關しましては、当初、昨年以來両省がいろいろ相談をいたしまして、完全に意見の一致を見て提案されたものであります。ところが、ここに畜産局長もいらつて見ますが、これは完全に意見の一致を見ております。

○河野謙三君 完全に意見の一致を見られたでしょうか、現に意見の一致を見ない点が重大な箇所に出ておりますので、これは併し今日とは言ひませんで、今日とは言ひませんで、更に例えば今日だけの問題でも一回一つよく御検討願はんといかんのです。これは決して小さな問題ではありません。非常に法律の運用に當つてこのケースが出て来る問題であります。でありますから、特にこのことは御検討頂きたいと思ひます。併しそれが両省が、今厚生省の意見によつて一致したという場合には、改めて我々は議員として厚生委員会なり、この委員会では我々の意見を述べ、又改正すべきところは法律の改正をしなさいかんと、こう思ふのですが、一応両省で以て意見のデイスカッションをして頂きたい。

○政府委員(大坪藤市君) この法律の根本方針につきましては、勿論完全に意見は一致いたしております。ただ小さい解釈の問題につきましては、多少今後法律ができる過程におきまして、又できましてからも、そういうような小さな問題につきましても解釈の問題は多少あるんじゃないかと、こう思つております。

○河野謙三君 これは厚生省なり、農林省は小さいとおつしやるけれども、我々の見解では小さくないのです。極めて大きいのです。現によく閣僚殺といふのが盛んに行われておるでしよう。そのケースが今度法律によつて、この運営によつて完全にカバーされるわけですよ。これは非常に大きな問題なんです。これを小さな問題と御解釈なさることは余りに地方の事情に暗過ぎると私は思ふのです。でありますから、この大きな問題を取上げて、一つ十分お打合せを願ひたいと思ひます。私は強いて農林省の意見でなければいかんとか、厚生省の意見でなければいかんといふことは申し上げませんが、一つよくお打合せを願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 質疑はなおたくさんあると思ひますが、そういうふうなことで、便宜厚生委員会に出席を願つて御質問して如何でしょうか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないようでありますから、さようにいたしたいと思ひます。理事者側にはあとで御相談いたしますが、委員長に御一任願ひたいと思ひます。ではさように取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律案、この法案を議題に供します。本法案は去る三月十七日予備審査のため内閣から送附され、水産委員会に付託されたものであります。なお本法律案は第十五特別国会に提案せられ、農林委員会は水産委員会と連合審査を行い、まして審議を尽くし、衆議院を通過し、参議院水産委員会においても可決せられ、まさに本会議に上提されようとするとき、衆議院の解散のため不成立となつたものであります。かような経緯のものではあります。改めて政府から説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(山中一朗君) 只今委員長からお話がありました日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に關する特別損失の補償に關する法律案の提案の理由及びその概略を御説明申し上げます。

本法律案は、前の特別国会にこれを提案いたし、衆議院において可決された後、参議院において審議中となつたものであります。が、今回も日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍によつて、東京湾口及び佐世保湾口の防衛網、水中聴音器その他水中工作物の設置又は維持、或は芦屋の防風林のような防風施設又は防砂施設の除去又は損壊等が行われたことによりまして、従来適法に農業、林業、漁業その他の事業を営んでいた者が、その事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を適正に補償する必要があるものとおるのであります。これが再度本法律案を提案する理由であります。

この法律案の内容は前に提案いたしましたものと全く同一であります。第一條には前述の趣旨を規定してあるのではありませんが、補償すべき損失の原因となるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍の行為としては、一、防衛網、その他の水中工作物の設置又は維持、二、防風施設又は防砂施設の除去又は損壊、そのほかに、三、その他政令で定める行為を掲げ、行為の種類を政令で定めることとしたしております。なお損失の補償を受けるべき事業としては、農業、林業、漁業を規定してあるものであります。それ以外の事業については政令で定めることとしております。この損失の補償は、漁船の漁業制限法、民事特別法等の他の法律により國が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については適用しないこととし、又補償する損失は通常生ずべき損失としております。

次に、この損失の補償の手續については第二條に規定し、この損失の補償を受けようとする者は、總理府令の定めるところによつて、自己の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して損失補償申請書を内閣總理大臣に提出しなければならぬこととしたし、都道府県知事は、該申請書を受理したときは、当該事案に關する意見書を添えて、これを内閣總理大臣に送付し、内閣總理大臣は、補償すべき損失の有無と損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならぬこととなつております。この内閣總理大臣の補償すべき損失の有無及び補償額の決定に不服のある者は、前述の通知を受けた日から三十日以内に内閣總理大臣に対して異議の申立をすることができるといたし、内閣總理大臣はこれの申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定の上、申立人に通知しなければならぬこととしております。

次に、補償金の交付については、第四條に規定し、前述の異議の申立がないときは、異議申立期間満了の日から

定める行為を掲げ、行為の種類を政令で定めることとしたしております。なお損失の補償を受けるべき事業としては、農業、林業、漁業を規定してあるものであります。それ以外の事業については政令で定めることとしております。この損失の補償は、漁船の漁業制限法、民事特別法等の他の法律により國が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については適用しないこととし、又補償する損失は通常生ずべき損失としております。

次に、補償金の交付については、第四條に規定し、前述の異議の申立がないときは、異議申立期間満了の日から

三十日以内に補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付し、異議の申立があつたときは、異議の申立に基く決定を通知した日から三十日以内に補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付することとしております。

次に、第五条においては、増額請求の訴えについて規定いたしております。この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に国を被告とする訴えを以てその増額を請求することができるといたしております。

次に、附則第二項におきまして、この補償事務の担当庁を調査庁とするため、調査庁設置法の一部を改正して、同庁不動産部の所掌事務を規定して、同法第八条に第六号として、この法律の施行に関することを挿入することとし、更に調査庁の附属機関たる中央調査不動産審議会が調査局長官の諮問に応じ、この法律による損失の補償についても、その基準その他の一般的事項を調査審議することができるようになることと、調査局の附属機関たる地方調査不動産審議会において、この法律による損失の補償についても、調査局長の諮問に応じ調査審議ができるよう、同庁設置法に所要の改正を加えることとしております。

以上が本法律案の概要でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) それでは速記を始めて下さい。

只今の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案につきましては、次回において前回の経過を御報告いたします。なお御希望のかたは水産委員会において適宜御質問をして、その上で態度を決定したいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件を議題に供します。

本件は去る六月二十三日予備審査のため内閣から送付せられ、外務委員会に付託されたものであります。本件は農業上或いは食糧上で重要な関係を持つていと思はれますので、政府から先ず説明を求めたいと思ひます。

○説明員(小田部雄一君) 国際小麦協定は一九四九年の三月二十三日、現行の国際小麦協定がございまして、これに日本が加入いたしましたときに、本国会におきまして御審議を得まして、四カ年間有効のその条約に加入いたしました。このために日本は外貨にいたしまして、一年間に約五百萬ドルから八百萬ドルくらいの外貨を節約することができたのでございますが、この条約は、この協定は今年の七月三十一日を以て終了いたしました。そして新たに、前の条約の終了の前年度において、理事会において修正若しくは更改をきめまして、これを各加盟国に諮りまして、その結果をもう一回やる、こういうことになつております。そしてこの件に關しましては、その条約に基きまして、昨年度からいろいろ審議をしておりますけれども、輸出国と輸入国との間で意見の相違がござ

いまして、なか／＼まともならず、やつと本年一月から最後にワシントンで会議が開かれました。約十週間に亘つて審議を行なつた結果作成されたのが本協定でございます。これは新しい協定でございます。これは新しい協定でございます。前のを幾分修正した形でございます。

それでこの協定と現行協定との主要な差異を御説明いたしますと、現行協定は一九四九年から四カ年という事になつております。尤も日本が入りましたのは五一年でございますから、日本は四カ年入つていたわけではございませんけれども、この協定の有効期間は三カ年となつております。この三カ年の理由は、実はアメリカのほうで四年間になりますと、現大統領の下でなく、次の大統領の下になるというため、三カ年がマキシマムということだつたのでございまして、輸入国の大体の趨勢は四カ年間ということでございます。それから価格の点におきまして、現行協定よりも今度改訂された協定は輸入国にとつては不利であり、従つて輸出国にとつては有利であるという協定になつております。この点に關しましては、輸出国のほうは前の協定に比しては、最低価格が一ドル五セントとあり、最高価格が一ドル八セントと、少くとも輸入国は一ドル八十セント出せば買えるという協定でございまして、今度はそれが一ドル五十五セントが最低価格で、二ドル五セントというのが最高価格ということになりました。そこでこの点に關しまして、最低価格に關しては英國側も何ら異議はなかつたのでございまして、最高価格に關しましては英國側が異議があるという理由で、英國側は未だにこの

協定には署名いたしません。そして保証数量は前のときは政府の方針をしましてはできるだけ多くもらいたい。即ち百五、六十萬トン日本は小麦を輸入してありますが、このうちの少くとも七、八十萬トン或いは百萬トンは協定内で買いたいということを主張いたしました。それから加入いたしましたために、それだけの保証数量が得られず、五十萬トンでございまして、今度は我がほうの主張が通りまして、一億百萬トンというものを年間保障されるということになりました。そして現在では小麦の相場が非常に下つていて、このことがございまして、現在でもなお協定の小麦のほうに安いということでございます。それで毎年百萬トンの小麦を買入れるときは、これを全然協定外で買入るに比しまして、外貨に少くとも四、五百萬ドル程度のものは節約になるだろうと、こういう想像をしております。これによりまして、日本が義務を負うところは、この条約によつて日本が義務を負うのは、最低価格、即ち一ドル五十五セントの基準価格においては百萬トン買わなければならないということ。それから年額に分担金が千五百萬ポンド程度のものを支払わなければならないということでございます。なお協定の内容について、三、申上げますれば、若し日本が国際収支の擁護その他の理由のために買えないというような場合には一定の措置がございまして、必ずしもその際は百萬トン買わなくてもよい。そういうふうな規定その他が入つております。この協定は御承認を得ますれば七月十五日から効力を大部分について発生し、その他の部分については八月一

日から効力を発生することになつております。若しその以前において十分審議のために遅れるという場合においては理事会に申出ることによりまして、この期間はいつまでも延ばすことができるということになつております。

大体概要はそのくらいでございます。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案の今後の取扱ひ方について如何いたしませうか。実は先ほどの理事会では非常に重大な問題でありますので、外務委員会と連合審査をいたしたかどうかという御意見であつたわけでございます。如何いたしませうか。

○佐藤清一郎君 委員長の言われる通り、誠に日本にとりまして非常に重要な問題でありますから、一応先の条約と今回提議された条約の内容を十分に検討する必要があると思ひます。従いまして政府から十分なる資料を得て、そして十分に研究した上で外務委員との連合の審議に當つたほうが極めて妥当ではないかと考えます。

○委員長(片柳眞吉君) 佐藤委員に申上げますが、その資料の具体的な御注文がございまして、ここでおつしやつて頂ければよろしいと思ひます。

○佐藤清一郎君 先ず第一に私の知りたいのは、先の条約と今回の条約との相違の点、それから一般の現在の外国の麦価と今回締結された協定の関係、或いは内地の今引きめられた麦価との関係、それから爾來昭和二十七年程度或いはそれ以前において輸入された小麦の数量等も十分に知りたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 連合審査を要す。

それらを含めて十分金利の大幅な引下
をしてもいいと私は思うのです。

○佐藤清一郎君 閣下……只今
中金の鶴田さんの説明によりますと、
中金の資本の中にはいろいろの系統が
あるようでありまして、その系統の種
類によつて利子がそれ／＼異なつてお
る、こういうような御答弁であります
から、特に私はこの際中金のそれらの
各系統の集まつた資本額、それからそ
れによつての利子、或いはこれがどう
いうふうな流れでおるかという大綱に
ついての類並びに利子、そういうもの
を一つ私は承知したいと思ひます。な
お御参考までに申し上げますが、栃木県
において過日、本年の春、県会におい
てどういふことが議決されたかとい
うと、中金から煙草耕作連合会が金を借
り、それによつて日歩三銭三厘の利
子がかかる、その中金から借りる金は
どういふところへ使ふかといふと、
「たばこ」の乾燥場を作るために借り
る、それで一般のところから借りても
そのくらの金利で借りられるのじや
ないかと言つて、特に農林中央金庫で
あるから、政府から非常な協力を得て
おる、農林中央金庫であるから、何とか
利子をもつと安くしてやれないかと言
つて話したところが、とても駄目なん
だ。そこでやむなく県議会は二百萬の
利子補給を農林中央金庫にやり、利子
を返したわけでありまして、こういうふ
うな実情から眺めて見ますと、その
自己資本の運用の場合においては、こ
ういふふうな利子を使うのだ、これは
もうかなりの高金利であります。私は
農林中央金庫の設立されました本然の
姿は、いわゆる本家に農家の経営が他
の商工業とは非常な差異を来たしてお

るものである、従つてできる限り安い
利子で以て農家の経営に、再生産に役
立たせようというのが私は農林中央金
庫の設立の本旨であると思ふ。然る
にかかわらず、やむをすれば農林中央
金庫が他の一般金融会社と何ら異らな
いところの金利或いはそのサービスの
点、或いは事務的取扱ひにおきまして
も、極めて冷遇な取扱ひがされてお
ります。そのようないふことは私は遺憾
に存するのでありますから、是非私
はその内容の、いわゆる資本の種別に
よつて利子を左右する金利、その他を
十分内容を説明してもらいたいと思ひ
ます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは大分
関連々々で質問があるのですが、一応
お答え頂いた上で又質問を……

○参考人(鶴田亀男君) お答えいたし
ますが、先ほど最初に御話のごきま
したこの金庫の剰余金の問題につきま
して、誤解があるといけませんので御
参考にお説明を申し上げておいたほう
よろしいかと思ひますが、昭和二十
七年度の決算をこの本年の三月三十一
日にいたしました、そして差引剰余金
として計上いたしましたのが四億七千
一百万円余であります。それでそれを
どういふふうな処分いたしましたかと
申し上げますと、納税引当金として六千万
円、それから優先出資の償却準備金と
しまして四千七百七十万円、出資の配当と
しまして一億九千二百百万円、それから
特別積立金が一千万円、それから特別
配当金としまして一億五千七百七十万円、
これは中金の所屬団体の利用者に対す
る配当であります、例えば貸付をい
たしますと、その貸付金利について若

干の戻しをやるわけでありまして、預金
の取引のあるところには、預金のレ
ーに若干の又附加えをする、それが一
億五千七百七十万円、それから翌年の繰越
金として四百百万円、こうなつておりま
す。それで問題になりますのは、これ
は計算の技術上の問題なんでありま
す、かような処分をなしましたらう
で、実は出資の配当金の一億九千二百
百万円のうち、一億四千四百百万円と言
いますのは、これは例の政府のほうから
対日援助見返資金で優先出資をやつて
頂いておられます。これは政府との契約
に基いて年七分五厘の利息をお払いし
なくちやならん、こういうことになつ
ておりました、まあ出資に対する配当
という形にはなつておりますけれども、
実質はこれは借入金金利みたいな
ものなんでありまして、それから優先
出資の償却準備金の四千七百七十万円、こ
れも政府のほうの優先出資を頂戴いた
しましたとき……

○河野隆三君 発言中でございます
が、私はそういうことを伺う機会には又
別に求めたいと思ひます。今ほかにま
だ御質問もたくさんあるのですから……
ただ私がさつき申し上げたのは、余
裕のある決算をしていられるじやな
いか、少くともいろいろ御説明頂いて
も、非常に窮乏でやり繰りしていら
るじやないかといふことはつきりして
いる。余裕のある決算をしていられる
かといふ意味のことを申し上げたので
その点に關しての御説明はほかにまだ
いろいろ御説明もあると思ひますが、
その程度で簡略にして頂いて結構であ
ります。

ことでありましたので、くどくどと御
説明を申し上げたのでございまして、実
はこの内容を申し上げますと、余裕は決
してないといふことになりましたので、
御了承願ひたいと思ひます。それから
次にお話ございましたこの各系統間の
金利の問題であります、これは私の
説明が不十分でありましたために多
少誤解があるかと思ひますが、私のほ
うは各業種別に、例えば農業団体、そ
れから森林団体、漁業団体、こういふ
うに業種別に金利の差等は付けてお
りません。それで先ほど申し上げたよ
うに、信連でございまして、信用事業
をやつておられますものは、これは県
においての中央金融機関として、専門
の金融だけをやつていられる事業機
関でありますから、そのほうだけを多少優遇
をしておる、それ以外の団体はそれよ
りも金利を高くしておる、こういう意
味でございまして、それから先ほど河野さん
からお話ございました中間機関の問
題でございまして、実は私のほうとし
ましては、先ほど申し上げましたよう
に、私のほうから開拓連に対する金利
というものは考慮したいと思つてお
りますが、ただこの中間機関の金利を私
のほうできめまして、それで強制する
ことが果してできるかどうかといふ問
題もございまして、なおこれは数字の
ことになりまして、もう少し研究い
たしませんが、末端金利がどうなるか
といふふうなことにいつてはちよつと
この際にお答えいたしかねるのでござ
いますが、できるだけ御希望の趣旨は尊
重することになります。

○戸叶武君 この問題を中心として、
たまた／＼中金に対していろいろな質問
が出て来ておるのは、今の農村金融の
中枢機関たるべきところの農村中金の
あり方といふものは、実にきびしく、
単位農協なり、或いは県連段階なりで
批判されておると思ひます。これは日
本銀行を初めとして、金融機関の独裁
的横暴といふものが、これが日本にお
いては官僚機構と結んで非常に甚だし
いものがある、末端の金を借りる
ほうにおいては弱者の立場であつて、
その注文なり何なりといふものが反映
されていらないから、いよ／＼独占的傾
向が強いんです。こういう機会に根本
的にこの農村中金に対するところの解
剖が我々には加えられなければいかん
と思ひます。あらゆる資料を提出して
もらつて、このようなり方方々で果
して日本におけるところの農村金融の
あり方として正しいかどうかといふこ
とを検討する機会が私は来ておると思
ひます。今の問題にいたしまして、
前からとにかくこれは少し高いと思
つていた、危険負担といふことを予測
していたといふようなことを言ひなが
ら、事実上においてはそういう危険は
なかつた、何とかしなければならん、
漠然とした形で、とにかくそれに対
するところの対策といふものを講じて
ない、それで済むようなあり方にな
つておるといふところが金融機関とし
ての極めて不健全性があると思ひま
す。今のままのようならば、果の信連
段階においても連合体を作つて、この
中金に対抗すべきものを作り上げよう
かといふような動きもありまして、単
位農協においても、非常に絶望的に、他
の面から融資を受けるような動きがな
されておられます、それは農協そのも
ののい／＼な欠陥や不健全性もある

でしようけれども、この金融機関の中
枢たる中金というものが農村の育成の
ほうへ働かないで、いよく農協とい
うものを窮地に追込めるような作用を
しておる傾きがありますので、農協の
再建と関連をいたしまして、中金のあ
り方というものをに対して各委員からい
ろいろな意見があると思ひますか
ら、改めていろいろ資料を出しても
らつて、とにかく検討する機会を持
つて頂かれんことを委員長にお願いいた
します。（賛成）と呼ぶ者あり

○重政廣徳君 開拓金融の直接な質問
です。利子が先私になつておるんです
が、金融機関はおおむね最近はお貸付
るときに利子を天引するといふような
ことにはなつてゐるんだが、この金融
は多くを申上げんでもわかつておる
極めて農民のうちに貧弱な層である
のであります。償還も極めて順調に行
つておるといふ実績を示した状況でも
ある。なおこの金融に対して四億圓と
いふ、私から言へば担保も入つてゐる
しするの、これは先私でなしに、一
つ特例を設けて、償還のときに元利償
還、こういうふうに取扱ひ願ひたいの
であります。これについて中金はど
ういふ意見を持つておられるか。それ
からなお先般の御質問に対してお答え
があつたのであります。いわゆる家
畜或いは農村工業等、長期を必要とす
る、又長期金融でなければ意味をなさ
ないのであります。長期を必要とする
部門に対しては長期の取扱をするとい
ふふうに承知いたしてもよろしいです
かどうかという、この二点をお伺
いたします。

困つてゐるんだから、利息を先取りす
るのどうかという御説は御尤もの点
と思つてございしますが、実はこれは
金融のやり方として、金庫ができ
ましたときから、実は短期の資金につ
いて、農村相手の資金貸出の方法とし
て手形がいろいろある証書にすべき
じやないか、これは随分議論があつた
ように私伺つております。随分議論を
尽しまして、やはり短期の資金の取扱
については手形の取引のほうがこれは
いいんだ、或いは農村の実態がそこま
で行つておらないならば、成るだけ一
つそういうふうな実態に近付くよう
に、多少無理があつてもこのほうでや
つたほうがいいじやないかといふふう
なこと、実は手形による取引といふ
ことで長年の間やつて来ております。
御事情の点もわかりますけれども、短
期資金についてはやはり手形でやつて
行きたい。かように現在のところは考
えておるわけでありまして。それから後
段の問題の長期に必要とする資金につ
いては、長期の貸出をやるかどうかと
いふふうなお話でありまして、これは
御承知の通り私のほうは農業債券の発
行の権限を認めておりますが、今のと
ころ期間三カ年の債券を発行してあり
ます。こういうふうな債券の発行の限
度を与えられておる、そういうふうな
特権を与えられておるといふふうなこ
とは、結局私のほうに對して中、長期の
資金をやるべしといふふうな使命を与
えられておるといふことになると思ひ
ますので、勿論長期に必要とする資金
については適当な機関で現に融通して
おりますし、さようにして行きたいと
考へております。

○重政廣徳君 この利子の先払いと後
払いとで實際金庫はどのくらいな差が
できるものでか。これは開拓者とな
つて見ると、全く身を切られるような
資金であるんじゃないのですか、或い
はその差額の損失が大きいかからでん
とか何とかいふことですか、或いは貸
出の体系がそうなつておるから、これ
だけはさうでんといふことになるの
ですか、一つお伺ひ申し上げます。

○参考人（鶴田龜男君） 只今の利子を
先取りした場合と後取りした場合の利
差はどうかといふことは、実は私詳細
な資料を持ち合せておりませんので、
どのくらいになるかちよつと只今申上
げかねますけれども、ただ金利のきめ
方といたしまして、やはり日歩二銭六
厘とか、何厘だとか、そういうきめ方
は、金利は先にとるんだという前提の
下に金利をきめておりますので、証書
貸に仮に直しまして、そして金利を後
取りにするといふふうな仮に変更する
といたしますと、若干の金利をむしろ
上げるというふうな結果、そういうふ
うにするのが理窟としてはさういふよ
うになるかと思ひます。そういう点も
考慮しまして、今の金利といふものは
実はきめておるのであります。

○重政廣徳君 そうすると、これは考
えて頂きたいのですが、勿論二銭六厘
より上げてもらつてはこれは方法はな
いので、私も、農業手形を農民の
ほうで二銭五厘でとるときに、中金は
二銭で貸して、それが手数料をとつて
二銭五厘といふことになつておるの
ですが、開拓金融とすれば、それできめ
て見ると、前にも河野さんから説明が
あつたように、少くともそれ以下、三
厘ぐらゐの利子でなければ、これは合
理的でもないといふように考へておる
のであります。その範囲で行くんだ
つたらば、勿論利子は後払いに考慮し
て頂くほうが開拓者としても利益では
ないかと、こう思ふのですが、一つ成
るべく開拓者を救済するといふ意味に
おいてすべてのものを考へてなつて
頂きたいことを希望いたします。

○佐藤清一郎君 先ほどの答弁により
ますと、業種別によつて利子をいろいろ
の差別をしておらないと、こういうよ
うな御回答でありますから、なお私は
煙草耕作連合会に対して日歩三銭三厘
で貸しておつたといふ実情を調査の
上、今一応質問を保留しておきます
が、若しその際実際に三銭三厘で貸し
ていないのだと、實際はさういふわけ
だといふことで、いわゆる出張所で聞
違つてゐるんだといふことであるなら
ば私戻して頂けるかどうか、一つ質問
いたします。

○参考人（鶴田龜男君） 只今のお話に
お答えいたしますが、実は先ほど来、
例えば森林に對しては日歩二銭四厘、
単協その他に對しては二銭六厘、こ
ういふふうに申しましたのは、これは一
年以内の短期の資金のことを申上げ
て、それ以上の中、長期の資金の利率
を御説明申し上げなかつたので、「たば
こ」乾燥室の資金になりますと、償還
期限は三年乃至五年は要するのじや
ないかと思ひます。そういうふうな五
年以内一年以上の資金については年一
割一分といふふうなきめております。
これは短期の資金は安くする、實際長
期の資金は多少高くなるということは
やむを得ないと思ひます。そういうよ
うなきめ方をやつておりますので、今
のお話の三銭五厘と申しますのは年に
直しまして一割一分といふことになり

います。

○委員長(片柳真吉君) その次に前回河野委員から御要求になつております化成肥料の件を議題といたします。

農林省の農務改良局黒川普及部長、農林経済局林田課長が見えております。

○河野謙三君 私は最近両院を通じて肥料問題が非常に大きく取上げられて

おるのですが、これは特に肥料の価格の問題について、従来の政府、特に通産省と肥料資本の馴合いによるところ

のメーカーの横暴、これによるところの肥料価格の高騰、これが中心議題になつておりますが、この問題を改めて

本委員会では取上げて頂きたいと思ひますけれども、それと同時に私は肥料問題として忘れていけないことは、農林省の改良局なり、経済局は施肥の指導

若しくは肥料の質の問題、これについてどういふふうな根本的な指導をされておるか、現在の末端の実情は非常に

いかかわしい肥料を余計、而も高く買わされておる、こういう実情であります。特に最近農村が化成肥料というものを非常に余計使つております。これ

につきまして化成肥料というものの対して農林省がどういふ見解を持つておられるか。どうも私少し物を曲つて見

る癖があるかも知れませんが、最近の農林省は既に化成肥料にしても、化成であるとか、配合であるとか、いふものを奨励するやうな傾向があると思ひます。奨励するなら奨励する理由がなくやならん。そこで純然たる技術的な立場におられる普及部長さん

に、肥料の場合に単肥なり、化成なり配合についての技術的な見解を先ず伺

いたいと思ひます。

○説明員(黒川計君) 化成肥料の肥効の問題であります。実は化成肥料のうちには粒状のものと粉状のものと大

体二種類があるわけですが、粉状のものについては今までの試験の結果、果

実というやうなところから見て、大配合肥料と同様であるというふう

に考へておるわけですが、それから粒状のものにつきましては、これは特に稲作の

場合に粒状になつておるために全層施肥的な効果が認められるやうでありま

して、普通の粉状の場合よりもいいといふことは言えるかと思ひますが、目

下詳細な分については試験を続けておるわけでありまして、それから稲作の場

合につきましては、粒状であつても果していいか悪い問題があるかと思ひ

ますが、特に硫酸の問題につきましては、土壌の種類によつては、或いは又

粒状の大きさによつては幾分肥効が粉状の場合よりも出るといふことがあ

るかと思ひます。これは化成肥料と配合肥料と両方同じ立場から見ても、現

在農家がややもすると窒素肥料を過剰にやつておるやうな状態にありま

す。そういう点から言ひますと、幾分でもそういうレベルの非常に低い農家

にはいいこともあろう。併しこれを追肥に又無批判に使う場合におきま

しては、追肥の場合は大体窒素肥料でありますので、硫酸と加里というやうなことはややもすると無駄があるとい

ふやうなこともあり得るかと思ひます。我々といひましては、この化成

肥料、配合肥料という市販で売つておるものを現在積極的に奨励しておると

いう立場にはないものでありまして、今全国に亘りまして施肥の合理化に関し

て調査及び試験をやつておるに、その上でどういふ問題を本格的に考へて行きたい、こういうふうな考へてお

ります。

○河野謙三君 そうしますと、結局農家が手許で単肥を配合してやつたもの

も、配合なり若しくは化成肥料と称するものも、そこに肥料の上においては

大した差はない、まあ稲作の場合に粒状の云々というやうな多少の問題であ

りますけれども、いずれにしても結論として今化成肥料と称するものは単肥

の配合よりも三割、四割という割合に農家がとられておることは間違ひな

い。こういう現状を見ておられて肥料の生産行政をやつておられる通産省に

対して、農林省のほうでは何か通産省のほうへ横の連絡をとつておられま

すか、どうですか、それを一つ伺いた

い。

○説明員(林田悠紀夫君) その点につ

きましては昨年の十二月でございま

したか、通産省のほうへ申入をして

わけでございます。その内容は、大

体化成肥料の総生産数量というものが

硫酸の需要量の三割を超えてもらつて

困るというやうな連絡をいたしました

で、そういう数量を限度にして生産を

押えたい、そのやうなことで生産行政

をした量になつておると思ひますが、その辺の農林省の御認識はどうな

か。

○説明員(林田悠紀夫君) 私たちのほうで調べております生産数量から見

すと、現在のところ三割以内でござ

まして、大体まあ月によつて違ひま

るが、一割乃至二割というところで押

えられておるのでござい

ます。

○河野謙三君 これは通産省に改めて

伺ひますけれども、農林省のほうでは

こういう事実を御存じですか、通産省

は、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

だといふ、最初から化成肥料を作るの

も、一応参考に私の意見を聞いてもら

いたい。そういうことになつて来る

と、どういふことになるかといふと、

結局既設の過燐酸工場の稼働率が下

る、現在でも百五十万トン程度あれば

いい過燐酸に対して、三百万トンの能

力があると言つております。倍の能力

を持つております。そこへ持つて来て

百五十万トン作るだけの燐鉱石を割

てれば、工場は五〇％しか稼働しない

わけですが、それをそのほかに、更に硫

安工場のような過燐酸を作るのではな

くて、化成肥料を、農家から見れば、

三割も四割も高い化成肥料専門の工場

に大事に燐鉱石の割当をされるという

ことは、燐酸工場の率が下るといふこ

とは、今問題になつております過燐酸

の価格が非常に上る、だから通産省或

いは農林省としてもその責任の一半は

負わなければならぬが、通産省が肥料

価格の合理化どころではなくて、肥料

価格の引上策をやつておるのが事実

なんです。これは御承知なければお調

べ願つて、私は確信を持つて申しま

す。通産省へも申しますけれども、農

林省のほうからも、単に三割以内にと

どめてくれといふやうなことは、な

くて、三割の是非といふものをもう一

遍御検討願ふと同時に、私はそういう

やうな過燐酸の価格が、原価が高くな

るやうな行政を立ちどころにやめても

らなければ、一方において肥料対策

審議会などについて小田原評定をやつ

て、まるで朝鮮の休戦会議みたいにな

つたら片付くかわからないやうなこ

とを言つておつて、それでいて毎日

毎日百姓は三割も四割も高い肥料を買

わされておるのです。それで仮に硫安

なり、過燐酸が三十円なり四十円下つ

たところで、そんなものよりも化成肥料がどん／＼今の勢いで殖えて行つて、商人の宣伝でどん／＼殖えて行つて、四割も高い化成肥料を買えば、これは一方において硫酸や過燐酸の原価を仮に下げて見たところで、農家のほうから言へば何にもならないんです。

これは一つ農林省のほうでも十分燐鉱石の配分は通産省に権限がある。生産行政は通産省がやつておるのだ、だから俺のほうは知らん、こういうこととでなしに、むしろつと積極的に私は生産行政を農林省が指導して頂かん、私は今折角政良局のほうで施肥の研究とか、指導をい／＼やられたところ、そんなことは何にも農民には通用しないのであつて、むしろ研究の結果を効果あらしめるように、経済局のほうで通産省によく御忠告になるように願います、こう思うのです。それから重ねて申し上げますが、燐鉱石の配分、これについて私非常に議論があると思うのですが、今後そういうふうなことを、私の申し上げたことを若し現実をやつておる、調べて見た結果やつておるとしたら、農林省は一体どうされますか。

○説明員(林田悠紀夫君) 農林省としては、通産省に対してはいつても化成肥料を抑制的に取扱うように注意を喚起しておるわけでありまして。それで今後におきましてもそういう趣旨に則りまして、燐鉱石の割当につきましても十分注意を喚起するようにいたしたいと思つております。なおできるだけ化成肥料と配合肥料がそんなに品質も違わないというふうな、肥効も違わないという点もござりますので、配分設備を各協同組合に作らせてまして、

配合肥料をやつて行けるようにいたしたい、かように存じておる次第でございます。

○河野謙三君 これは一つ通産省に農林省が勧告をする、同時に今の制度では、勧告をしてもそれを通産省が無視して従来通りのことをやるという場合には、農林省はそれに対して何か手があるんですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 現在無視してやる場合にどうするかという点は権限の上ではないわけでござります。それから又肥料の取締りの上におきましても登録制になつておりまして、成分がありましたならば、それは登録して行くことになつておりますので、それを禁止するということとはできないやうなふうになつております。併し実質的な面におきまして、通産省に十分厳重に申入れて、両方協調してやつて行けるようにしたいと存じております。

○河野謙三君 もう一点普及部長さんにお尋ねしたいのですが、今のようにな、あなたのほうの技術的な面から見ると、化成、配合、単肥というものの肥効がはつきり出ますね。その場合に、化成が農家が手許で配合したものと同じような価格で売れる場合にはこれは悪いとは言えない。それなら逆に普及指導の面から、農家に向つて化成肥料はこれ／＼、こういうものである、従つて単肥の配合よりも何割以上高くても少し理窟が合わないものである、買つてはいけなしいとは言えないでしよう。

化成肥料というものは、買つて以上はこれ／＼の価格が大体標準だというやうなことでござい、私は農林省で、普及部のほうでやるべきだと思つたのです、が、そういうことはやりませんか。

○説明員(黒川計君) これは普及部としましては、要するに今度の改良普及措置というものが、農民に対してそういう知識を与えるということになつておりますので、今後十分調査をしまして、そういう問題の間違いがないようにやはり農民を指導して行くようにしたいと思つております。

○河野謙三君 何か具体的にそういうふうな、あなたも御覧になつて、非常に技術者の立場として百姓が三割も四割も高い化成肥料や配合肥料を買わざる、百姓というものは困つたものだ、という感じを持つておられると思う。それを今度現実にあなたのほうの行政の面で、その肥料知識の乏しい百姓を啓蒙する具体的の何か策を、例えばドイツでやつておるやうに、ドイツの農林省が全農家に六百万枚も印刷物を作つて、六百万戸の農家に、肥料はこれ／＼、こういうふうにするべきだ、餌はこれ／＼、こういうふうにするべきだ、というものは、ドイツでは農林省が直接やつております。色刷りの絵を描いたわ

かりいゝものでやつております。そういうやうなこともやるといふことを、私は一つ特に御研究を願うことを希望して、なお委員長に、この問題は非常に私から見れば農民には重大な問題でありますから、肥料の生産行政をやつておる通産省を適當の機会に呼んで頂きたいと思つた。

○委員長(片桐真吉君) 承知しました。○佐藤清一郎君 私は肥料政策が農林省の手から離れているというのを甚だ遺憾に思ひます。農民は食糧や何かの増産については結局農林省の指導監督下に置かれておる。そして自分が

使うところの肥料は今度は通産省がそれを支配しておる、こういうことに非常な矛盾があることを常々農民は非常に不満を持つておる、こういうことは今度局長さんや課長さんにお尋ねしてもいたし方がありませんから、次の機会に私は質問したいと思つたが、先ず第一にお聞きしたいのは、肥料の化成の問題ですね。いわゆる混合の手数料というものが莫大にも高く農民に負担されておる。そこで勿論自由販売であるが、大体において相場がきめられておることは事実であります。そこで例えば燐酸肥料にしても、過燐酸石灰の燐酸の含有成分の百分の一の単価、又は硫酸アンモニアの含有成分の百分の一の単価、それらを混合した分の百分の一の価値、それらを混合した分の化成肥料の含有成分の価格といふものを算定いたしますと、どういうことになるか、私は農林省の技術者の立場から一つこの次御説明を願ひたいと思ひます。これはすぐ我々でも計算できることでありますから、専門の皆さんが十分御研究になつておることと思ひますが、これが即ち如何に化成肥料が百分の一の含有量が高いか、混合させるだけの機械の手数料だけで農家がどんなに高い肥料を買わされておるかという現実の問題だと私は思ひます。是非この次の委員会に御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(片桐真吉君) この問題は本日はこの程度でよろしうござります。

○委員長(片桐真吉君) それではさういいたします。

○委員長(片桐真吉君) それではさういいたします。

○河合義一君 もう時期がホリドールを使用する時期に近付いておる。農林省におきましても本年度におきましては、前年度の十四倍を使用するという方針であるというところは我々も聞いておるわけでありまして、ところが昨日のホリドールの使用におきまして相当犠牲者が出ておるのであります。兵庫県では二人ホリドールのために命を失つておる。全国では相当の数字に達するであろうと思つておる。それは若しわかつておる。まずれば一つこの席上で御発表を願ひたいと思ひます。全国でどれだけの死人が出ておるか。昨年でもすでにあれだけの死人が出たのでありますから、このまま放つておきましたら相当なことになるだらうと思ひます。食糧増産のためにホリドールを使用しなければならん。浮塵子、二化螟虫を駆除するためにこれはあれをます／＼使わなければならんという方針が立てられておるといふ注意を与えられおる。この使用上について注意を与えられおる。又現在そのために亡くなつた者に対してはどういう処置をとられたか、その注意が足らなかつたために死んだのであるならば、そういうことは農林省としては知らないという態度でやられるお考えでありますか、その辺の事情を承つておきたいと思ひます。

○説明員(堀正俊君) 一般にホリドールによる中毒事件として伝えられてお

る使用ところの肥料は今度は通産省がそれを支配しておる、こういうことに非常な矛盾があることを常々農民は非常に不満を持つておる、こういうことは今度局長さんや課長さんにお尋ねしてもいたし方がありませんから、次の機会に私は質問したいと思つたが、先ず第一にお聞きしたいのは、肥料の化成の問題ですね。いわゆる混合の手数料というものが莫大にも高く農民に負担されておる。そこで勿論自由販売であるが、大体において相場がきめられておることは事実であります。そこで例えば燐酸肥料にしても、過燐酸石灰の燐酸の含有成分の百分の一の単価、又は硫酸アンモニアの含有成分の百分の一の単価、それらを混合した分の百分の一の価値、それらを混合した分の化成肥料の含有成分の価格といふものを算定いたしますと、どういうことになるか、私は農林省の技術者の立場から一つこの次御説明を願ひたいと思ひます。これはすぐ我々でも計算できることでありますから、専門の皆さんが十分御研究になつておることと思ひますが、これが即ち如何に化成肥料が百分の一の含有量が高いか、混合させるだけの機械の手数料だけで農家がどんなに高い肥料を買わされておるかという現実の問題だと私は思ひます。是非この次の委員会に御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(片桐真吉君) この問題は本日はこの程度でよろしうござります。

○委員長(片桐真吉君) それではさういいたします。

○委員長(片桐真吉君) それではさういいたします。

○委員長(片桐真吉君) それではさういいたします。

○委員長(片桐真吉君) それではさういいたします。

促進するため、農機具の検査、必要な資金の確保その他必要な措置を講じて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農機具」とは、耕うん整地、肥培管理、調製加工その他農作業（これに附随する作業を含む）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む）をいう。

2 この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

(農業機械化を促進する義務)

第三条 国又は都道府県は、この法律で定めるものの外、研修会、共進会その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

(融資)

第四条 国は、農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

(試験研究の助長)

第五条 国は、農業機械化を促進するために必要な科学的試験研究については、これを積極的に助長しなければならない。

(国の補助)

第六條 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範圍内において、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行うに要する経費の二分の一を補助することができ

一 農民に對して農機具の展示及びその利用についての教習を行うために必要な施設の設置及び運営

二 農機具の普及を促進するための農機具共同利用組織の整備及び運営についての指導

三 農機具の共同利用を推進する農民技能者の養成

(検査)

第七條 農林大臣は、農機具の改良普及に資するため、依頼を受けて農機具の検査を行う。

2 農林大臣は、毎年、当該年度において依頼を受けて検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を定めて公示しなければならない。

3 検査は、検査を依頼する者(以下「依頼者」という。)が提出した農機具の構造、性能、耐久性及び操作の難易が農林大臣の指定する基準(以下「検査基準」という。)に適合しているかどうかについて行うものとする。

4 前項の規定により検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたものの中から抽出されたものでなければならない。

(検査成績)

第八條 農林大臣は、前条に規定する検査の結果、検査に供した農機具が検査基準に適合すると認める

場合は、その検査に合格したことを証する検査合格証及び検査成績表を、検査基準に適合しないと認める場合は検査成績表を添えて、合格又は不合格を依頼者に通知しなければならない。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、前項の検査合格証を交付する場合には、次条第一項の証票を附することができ、期間を指定することができる。

3 農林大臣は、検査に合格した農機具の銘柄、型式、依頼者の氏名若しくは名称及び検査合格証票の番号並びに前項の規定により期間を指定したときはその期間を公示する。

(検査合格証票の添附)

第九條 検査に合格した農機具の依頼者は、当該銘柄及び型式の農機具に検査に合格したことを示す証票(以下「検査合格証票」という。)を附することができ、但し、前条第二項の期間の指定がある場合は、その期間内に限る。

(手数料)

第十條 第七條第一項の規定により検査を依頼する者は、検査に要する費用の範圍内において省令で定める額の手料を納めなければならない。

(事後検査)

第十一條 農林大臣は、検査合格証票を附した農機具が検査基準に適合しているかどうかを随時検査することができる。

2 農林大臣は、前項の検査をする場合において、必要があると認め

るときは、その職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)をして同項の農機具について第七條第一項の検査を依頼した者の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林大臣の指定する場所に提出させることができる。但し、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(合格の取消)

第十二條 農林大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、同項の農機具が検査基準に適合していないと認めるときは、当該農機具についての合格の決定を取り消すことができる。

2 農林大臣は、前項の取消をしたときは、これを公示するとともに当該農機具の依頼者にその旨を通知しなければならない。

(異議の申立)

第十三條 第八條第一項の検査成績又は前条第一項の取消について異議のある者は、その通知を受けた日から三十日以内に、農林大臣に對し、書面をもつて異議の申立をするることができる。

2 農林大臣は、前項の申立があつたときは、その申立の日から六十日以内に決定をし、これを申立人に通知しなければならない。

3 農林大臣は、前項の決定をする場合には、申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による聴問を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

(意見聴取)

第十四條 農林大臣は、左の各項に掲げる場合においては、農業機械化審議會の意見を聞かなければならない。

一 第七條第二項の規定により検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を決定するとき。

二 同条第三項の検査基準を指定するとき。

三 第八條第一項の規定により合格不合格を決定し、及び同条第二項の規定により期間を指定するとき。

四 第十二條第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。

五 前条第二項の規定により異議の申立に對する決定をするとき。

(農業機械化審議會)

第十五條 この法律の適正な運営を図るため、農林省に農業機械化審議會を置く。

2 農業機械化審議會は、前条各号に掲げる事項につき意見を述べる外、農林大臣の諮問に應じ、農業機械化に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を農林大臣に建議することができる。

3 農業機械化審議會の組織、議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十六條 この法律で定めるものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 農業機械化促進法(昭和 年法律第 号)

に基き都道府県に對し、補助金を交付すること。

第三十四條第一項の表中

農業資材審議會

農業資材審議會

農業資材審議會

農業資材審議會

農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)及び農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に規定する種苗並びに農機具の検査を行うとともに農産種苗、農薬及び農機具に関する重要事項を調査審議すること。

に、

改める。

海岸砂地帯農業振興対策審議会	海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	を
海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第十二号）に規定する権限及び農業機械化に関する重要事項を調査審議すること。	に
農業機械化審議会		

昭和二十八年七月十六日印刷

昭和二十八年七月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局